

経 済 産 業 省

平成22・09・27商局第2号
平成22年10月7日

経済産業省大臣官房商務流通審議官 深野 弘行



ガス事業法の運用等について（ガス用品関係）の一部改正について

ガス事業法の運用等について（ガス用品関係）（昭和55年4月1日付け55資公部第138号）別添2を次のように改め、平成23年7月1日から適用する。

なお、この通達の適用日前に製造又は輸入されたガス給湯暖房機については、その旨が証明できる場合に限り、令第7条（ガス用品）及び第8条（特定ガス用品）関係1. ガス瞬間湯沸器関係の改正規定にかかわらず、なお従前の例によることができるものとする。

（別添2）

ガス事業法施行令関係

○令第7条（ガス用品）及び第8条（特定ガス用品）関係

1. ガス瞬間湯沸器関係

別表第1第1号及び別表第2第1号中「ガス瞬間湯沸器」とは、給水に連動してガス通路を開閉することができる機能をもち、水が熱交換器を通過する間に加熱される構造の給湯機をいい、もっぱら給湯の用に供するもののみならず、床暖房、浴室乾燥、ふろ追い焚きその他の用に供するため、水等の熱媒体を加熱し、循環させる機能を併せもつガス給湯暖房機を含む。

2. ガスバーナー付ふろがま関係

別表第1第3号及び別表第2第3号中「ガスバーナー付ふろがま」とは、次の（イ）及び（ロ）の要件に適合するものをいい、給湯機能を併せもつものを含む。

（イ）ふろがまにふろバーナーが固定されているか又は容易に取りはずすことができない方法で取り付けられていること。

（ロ）輸送時のこん包がふろバーナーを取り付けた状態であること。